

農薬の適正な使用について

農薬は、病虫害の防除において有効な生産資材の一つですが、その使用方法を誤ると、食品への残留や環境への影響など思わぬ事故につながる場合があります。

全国的な無登録農薬の販売・使用の発覚を契機に、平成14年12月に農薬取締法が改正され、無登録農薬の販売・使用等の禁止や農薬使用者が守らなければならない使用基準が定められるとともに、罰則の強化なども行われました。

また、“住宅地等において農薬を使用する者は、農薬が飛散することを防止するための必要な措置を講じるように努めなければならない”“農薬を使用した年月日、場所、農作物名、農薬の種類(名称)、使用量(希釈倍数)の記帳に努めなければならない”なども定められています。

これらのことを踏まえ、農薬使用にあたっては、特に次の事項に留意して、農薬の適正かつ安全な使用を確保するようお願いいたします。

◎農薬の使用にあたっては、ラベルに記載されている使用方法を守り、周辺への飛散防止、使用者の安全確保や作物、環境への農薬残留事故を防止すること。

特に、住宅地等においては、剪定等の農薬以外の防除方法の検討、周辺住民への周知、天候・時間帯の考慮など、住民・子どもの健康被害防止対策を徹底すること。

◎農薬の購入については、使用目的(どの作物の何の防除に使う等)にあった登録のある農薬を必要量購入し、余った場合は保管・管理に十分注意するとともに、使用残の農薬や空容器は適正に処理すること。

◎登録のある農薬(特定防除資材は除く)以外は、病虫害防除や成長調整(着果促進や伸長抑制など)を目的に使用してはならない。

特に、いわゆる非農耕地用除草剤は、農地などの農作物の栽培を目的とする場所等では使用できないので、十分に注意すること。

(問い合わせ先)

兵庫県農林水産部農業改良課

住 所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

T E L : 078-341-7711 (内線 3981)

ホームページ : http://web.pref.hyogo.lg.jp/af07/af07_000000017.html

「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。）を害する病害虫（菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルスなど）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（一般に植物成長調整剤と呼ぶ。）をいいます。

- 1 農薬としての効能を謳^{うた}って販売されている資材及び農薬としての使用が前提となっている資材は、農林水産大臣の登録を受けたものでなければ販売できません。微生物、樹脂油などのみから作られている農業用資材や家庭園芸用資材であっても、農薬としての効能を謳^{うた}って販売されている資材等は農薬登録が必要です。（特定防除資材は除く）
- 2 農薬としての効能を謳^{うた}っていると考えられる表現の例示
「病害虫の予防効果」、「病害虫の抑制」、「害虫を衰弱させる」、「害虫を寄せつけない」、「抗菌、害虫忌避」、「防菌、防虫」、「殺菌力」、「土壤病害制御」、「土壤病害の発生を予防」、「発根、発芽促進」、「着花数の増加」、「虫害少ない、老化防止」、「展着剤として使用」、など
これら以外であっても、文脈から農薬の効能が謳^{うた}われている場合は不適切となります。

農薬取締法関係法令抜すい

（農薬取締法）

第 24 条 何人も、次の各号に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。……

- 1 容器又は包装に第 16 条の規定による表示のある農薬
- 2 特定農薬(特定防除資材)

第 25 条 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、……その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。……

- 3 農薬使用者は、第 1 項の基準に違反して、農薬を使用してはならない。

第 47 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 4 ……第 24 条又は第 25 条第 3 項の規定に違反した

（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令）

第 1 条 農薬を使用する者は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

- 1 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 2 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- 3 農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。
- 4 農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。
- 5 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- 6 公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

防除を行うにあたって

届出について

防除業者は、次の届出をしてください。

○新設届(新しく防除業を行う場合)

業務を開始する日までに、新設届(正副2部)と必要書類を提出してください。

○変更届(届出事項に変更がある場合)

変更が生じた日から2週間以内に、変更届(正副2部)と必要書類を提出してください。

○廃止届(防除業を廃止した場合)

廃止した日から2週間以内に、廃止届(正本1部)を提出してください。

(受理印等を押印した廃止届の交付が必要な場合)

廃止届(正副2部)を提出してください。

郵送での交付を希望する場合は、切手を貼付し、交付先を記載した交付用封筒を添付してください。

※ 必要書類は、別紙「防除業届出書類一覧表」をご覧ください。

防除における留意点

農作物等の防除にあたっては、使用前にラベルを確認し農薬使用基準を守り適正に農薬を使用するほか、特に次のことに留意してください。

- (1) 毒物や水質汚濁性農薬等の毒性の強い農薬は使用しない。
- (2) 学校、病院、公園等の防除にあたっては、周辺住民や環境に十分配慮し、飛散防止及び散布前後の住民への周知、また気象条件・水系を考慮して農薬を使用する。
- (3) 学校、病院、公園等の防除にあたっては、周辺食用農作物への影響に十分に配慮して飛散防止及び散布前後の栽培者への周知を徹底する。
- (4) 農薬の使用状況等を記載した帳簿を作成し、3年間は保存する。
- (5) 農薬の保管・管理に十分注意し、農薬や空容器の処理は、産業廃棄物処理業者に委託する等適正に処理する。
- (6) 県が実施する「農薬管理指導士」の認定の取得に努め、農薬安全使用技術講習会等に積極的に参加する。
- (7) 無人航空機による防除は①空中散布等の記録を整備する②委託をする場合は、無人航空機による防除業者として届出をした者に委託する③空中散布を行うときは、公衆衛生、畜蚕水産物、他作物及び野生動植物への危被害防止に努める等を守り行う。

県による検査及び指導について

- (1) 県は、防除業者に農薬の使用等に関する報告を求め、また県の関係職員が農薬の使用状況や帳簿、書類その他必要な物件の検査を行うことがあります。
- (2) 県は、必要に応じて防除業者に農薬の使用方法等の変更を求めたり、使用しないよう指導することがあります。

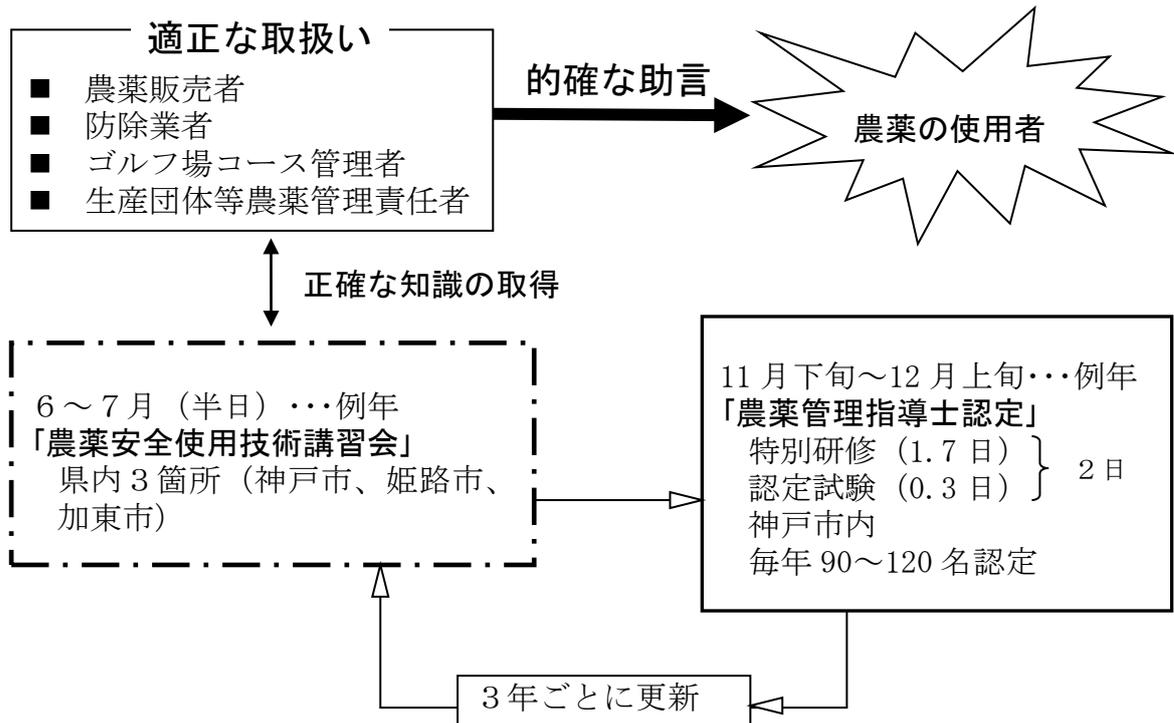
※ 届出様式は兵庫県のホームページ (<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>) よりダウンロードすることができます。

兵庫県農薬管理指導士について

1 目的

農薬の取り扱い、使用に関する安全性の確保を図るために、農薬販売業者、防除業者、ゴルフ場コース管理者、生産団体等の農薬管理責任者などの資質向上対策の一環として、農薬の取り扱いについて指導的役割を果たすべき者を「農薬管理指導士」として認定する。

2 概要



3 任務

- (1) 以下に掲げる事項を中心に自ら実施し、さらに他の農薬使用者に指導・助言
- ア 農薬の特性(形状、作用機作、毒性、作物残留性、土壌残留性及び水質汚濁性等)を踏まえた適正な使用
 - イ 農薬使用基準の遵守
 - ウ 農薬の適正な保管・管理
 - エ 毒物または劇物に指定された農薬の適正な取り扱い及び安全使用
 - オ 事故例が多いことなどから特に注意を必要とする農薬の安全使用
 - カ 農薬及び空容器の適正な処分

- (2) 農薬の取り扱いに関する講習会などへの積極的な参加

4 その他

農薬管理指導士認定制度は、昭和62年2月6日付け61農蚕第6166号「農薬取扱業者に係る資質向上対策の強化について」に基づき、さらに兵庫県では農薬の取り扱いについて指導的役割を果たすべき者に受講資格を広げ実施している。

防除業届出書類一覧表

防除業届 { 新設：業務開始の日までに提出
 変更・廃止：変更・廃止日から2週間以内に提出
 書類は全て、県庁農業改良課へ提出

新 設 届	届出先	知 事	
	届出書	代表者により提出（様式第1号）	
	部数	正副2部	
	添付書類	①届出者が・個人の場合：住基ネットによる本人照合を了承する場合は、様式第1号の自署欄に署名（住基ネットによる本人確認情報の照合を了承しない場合は住民票を添付）※注1 ・法人の場合：登記事項証明書又は定款 登記事項証明書については、全部事項証明書の履歴事項証明書（登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明するもの）を提出して下さい。 ②無人航空機を使用する場合：産業用無人航空機の技能認定証の写し又は無人航空機の飛行に係る許可・承認書の写し、所有する無人航空機の機種がわかるもの（利用説明書・カタログ等の写し）	
変 更 届	届出先・届出書・部数	新設届に同じ	
	添付書類	変更事項	添付書類
		(個人) 住所・氏名	住民票(住基ネットによる本人確認情報の照合を了承しない場合に限る)
		(法人) 住所・氏名 代表者氏名	登記事項証明書(全部事項証明書の履歴事項証明書。変更のあった箇所の一部事項証明書の履歴事項証明書でもよい。)又は定款
		事業所所在地	不要
	住居表示	不要	
廃 止 届	届出先	新設届に同じ	
	届出書	代表者により提出（様式第2号）	
	部数	1部（受理印等を押印した廃止届の交付を必要とする場合は、正副2部） ※郵送での交付を希望する場合は、切手を貼付し交付先を記載した交付用封筒を添付	
	添付書類	不要	

証明 願	願出先	農業改良課長
	願出書	代表者により提出（様式第3号）
	部数	1部
	添付書類	不要

※注1（1） 個人の場合、本人確認情報の照合は、届出者の届（様式第1号の自署）に基づき兵庫県が住基ネットにより行います。照合を了承しない場合は、届出者の確認が可能な住民票を添付してください。

（2） 住基ネット利用による本人確認情報には、「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「住民票コード」「付随情報（異動事由と異動年月日）」が含まれています。

※注2 兵庫県内における「住居表示」の変更は、届出を求められた場合に限りです。ただし、兵庫県外の場合は届出が必要。「住居表示」の変更とは、市町合併等により届出者（代表者）、販売所は移転しないが、その所在地の表示のみが変更することを指します。

(様式第1号)

防除業届 (新設・変更)

年 月 日

兵庫県知事 様

住所：〒

氏名又は名称：

TEL：

メールアドレス：

兵庫県防除業者に関する指導要綱に基づき下記のとおり届け出ます。

記

事項		届出内容	
		新設の内容 (変更の場合の変更前)	変更の場合の変更後
事業所	氏名又は名称		
	所在地		
	電話番号		
	メールアドレス		
事業内容	防除等の種類		
	事業の区域		
	防除区分		
	防除方法		
	使用機具・機体の種類及び台数		
事業開始(変更)年月日			

(届出者が個人の場合)

兵庫県住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を活用した本人確認情報による照合を了承します。

(自署：)

(様式第2号)

防除業廃止届

年 月 日

兵庫県知事 様

住所：〒

氏名又は名称：

TEL：

メールアドレス：

下記のとおり防除業を廃止したので、届け出ます。

記

事業所の名称 及び所在地	
廃止年月日	
廃止した理由	

(様式第3号)

防除業届受理事項証明願

年 月 日

兵庫県農林水産部農業改良課長 様

(願出者)

住所：〒

氏名：

TEL：

メールアドレス：

届出者との間柄：

年 月 日付で下記の者が行った「兵庫県防除業者に関する指導要綱」に基づく届出について、受理した事項の証明をお願いします。

記

届出者	氏名又は名称	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	
事業所所在地 (一覧表添付でも可)		
防除の種類		
事業の区域		
証明書の使用目的		

(様式第4号)

防除業届出遅延理由書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所：〒

氏名又は名称：

TEL：

メールアドレス：

下記の理由により防除業（ ）届の提出が遅延しました。以後は兵庫県防除業者に関する指導要綱の規定を遵守するとともに、農薬の適正な取扱について実践しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

(様式第1号)

記入例

防除業届 (新設・変更)

提出日を記入してください

〇〇年〇〇月〇〇日

どちらかに〇を記入してください

兵庫県知事 様

住所：〒 650-8567
神戸市中央区下山手通 5-10-1

氏名又は名称：兵庫県防除株式会社
代表取締役 兵庫 健太
TEL：078-〇〇〇-××××
メールアドレス：bojogyo@〇〇〇.×××.jp

兵庫県防除業者に関する指導要綱に基づき

変更した事項内容を記載して下さい

記

事項	届出		
	新設の内容 (変更の場合の変更前)	変更の場合の変更後	
事業所	氏名又は名称	兵庫県防除株式会社 代表取締役 兵庫 健次	兵庫県防除株式会社 代表取締役 兵庫 健太
	所在地	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	
	電話番号	078-〇〇〇-××××	
	メールアドレス	bojogyo@〇〇〇.×××.jp	
事業内容	防除等の種類	地上における防除(又は無人航空機を用いた農薬散布による防除)	
	事業の区域	兵庫県内	
	防除区分	農作物、樹木、芝	機体の種類や台数が変わる場合も届を提出してください。
	防除方法	散布、塗布、土壌消毒 等	
	使用機具・機体の種類及び台数	・動力噴霧器 1台 ・無人ヘリMAX 1台	・動力噴霧器 2台 ・DJI AGRAS MG-1 2台
事業開始(変更)年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		住基ネットを利用した本人確認を希望する場合は、署名して下さい。

(届出者が個人の場合)

兵庫県住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」)を利用した本人確認情報による照合を了承します。

(自署： 兵庫 健太)

(様式第2号)

防除業廃止届

〇〇年〇〇月〇〇日

兵庫県知事

様

提出日を記入してください

住所：〒 650-8567
神戸市中央区下山手通 5-10-1

氏名又は名称：兵庫県防除株式会社
代表取締役 兵庫 健太
TEL：078-〇〇〇-××××
メールアドレス：bojogyo@〇〇〇.×××.jp

下記のとおり防除業を廃止したので、届け出ます。

記

上記の住所と同じでも記入して下さい

事業所の名称 及び所在地	〒 650-8567 神戸市中央区下山手通××番地 兵庫県防除株式会社 元町支店
廃止年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
廃止した理由	事業所を廃止したため。

(様式第3号)

防除業届受理事項証明願

〇〇年〇〇月〇〇日

兵庫県農林水産部農業改良課長 様

提出日を記入してください。

(願出者)

住所：〒 650-8567

神戸市中央区下山手通5-10-1

氏名：兵庫県防除株式会社

兵庫 健太

TEL：078-000-xxxx

メールアドレス：bojogyo@0000.xxx.jp

届出者との間柄： 本人 等

年 月 日付けで下記の者が行った「兵庫県防除業者に関する指導要綱」に基づく届出について、受理した事項の証明をお願いします。

記

届出者	氏名又は名称	兵庫県防除株式会社 代表取締役 兵庫 健太
	住所	〒 650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
	電話番号	078-000-xxxx
	メールアドレス	bojogyo@pref.hyogo.lg.jp
事業所所在地 (一覧表添付でも可)	〒 000-xxxx 神戸市中央区下山手通xx番地 兵庫県防除株式会社 元町支店	
防除の種類	地上における防除	
事業の区域	兵庫県内	
証明書の使用目的	入札時に提出するため。	

(様式第4号)

防除業届出遅延理由書

〇〇年〇〇月〇〇日

兵庫県知事 様

提出日を記入してください

住所：〒 650-8567
神戸市中央区下山手通 5-10-1

氏名又は名称：兵庫県防除株式会社
代表取締役 兵庫 健太
TEL：078-〇〇〇-××××
メールアドレス：bojogyo@〇〇〇.×××.jp

()内に新設・変更・廃止のいずれかを記入してください。

下記の理由により防除業()届の提出が遅延しました。以後は兵庫県防除業者に関する指導要綱の規定を遵守するとともに、農薬の適正な取扱について実践しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- 例
- ・合併に伴う添付書類の完成が間に合わなかったため。
 - ・防除業の届出に関する認識不足のため。